

## 当県の畜産農家が安心して事業経営を継続できる制度の確立を求める意見書

当県産牛の肉牛販売については、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）から9年が経過した今も続いている風評によって、他県産との価格差が著しく生じ、畜産農家の経営は不安定な状況にある。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、肉牛の需要が大幅に減少し、原発事故の影響に輪をかけて畜産農家の経営を圧迫している。

このような状況の中、肉用牛生産において、畜産農家が健全な経営を継続していくためには、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛生産者に対し、その差額の9割を交付する肉用牛肥育経営安定交付金制度（以下「制度」という。）による支援が不可欠である。

しかしながら、国は、5月、標準的販売価格の算定方法をこれまでの都道府県単位から地方ブロック単位へ変更したことから、当県は、東北ブロックとして評価される結果、実際の販売価格より高く算出され、元の方式より交付額が小さくなることとなった。

唐突の感が否めず、県内の肉用牛生産者や畜産関係団体からは、強い不満の声が多く上げられている。

今回の変更に伴う当県肉用牛生産者への交付金単価は、当県の試算によれば、1頭当たり10万円以上の減額となる可能性があり、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、畜産農家が安心して事業を続けていくことができる対策が急務である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 原発事故による風評が継続している当県の実情を考慮し、肉専用種及び交雑種の特区による地域算定方式を認めた制度運用とすること。
- 2 国産牛肉の流通拡大と消費喚起策の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月8日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
農 林 水 産 大 臣  
宛 て

福島県議会議長 太 田 光 秋